附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（児童扶養手当法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　平成二十三年四月以降の月分の児童扶養手当について、児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律第一項の規定の適用がある場合においては、第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第二項中「〇・〇一八三四一〇」とあるのは、「〇・〇一八三四一〇」とする。

第三条　第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第二項の規定（前条の規定の適用がある場合には、同条の規定）は、平成二十三年四月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直**人

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第八十一号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条の二第四項、第二十七条の三第三項、第八十七条第六項、第九十四条第三項及び附則第九条の三の二第八項並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条の二第五項及び第四十三条の三第四項（これらの規定を同法附則第十七条の四第七項において準用する場合を含む。）、第四十六条第四項並びに附則第十一条第四項並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項ただし書中「平成二十年三月」を「平成二十一年三月」に、「平成二十二年四月」を「平成二十三年四月」に改め、同項の表を次のように改める。

平成十三年度	〇・一五四
平成十四年度	〇・一一〇
平成十五年度	〇・〇九三
平成十六年度	〇・〇七八
平成十七年度	〇・〇五九
平成十八年度	〇・〇四二
平成十九年度	〇・〇二六
平成二十年度	〇・〇一二

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項第一号中「四・一二一」を「四・〇九二」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。附則第二条において「昭和六十一年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項の表第六条の四第三項及び第六条の五第二項の項中「九万五百円」を「八万九千四百円」に改める。

第九十四条及び第百十七条中「十一万三千二百円」を「十一万二千七百円」に改める。

第百三十六条第一項の表中「二七、三〇〇円」を「二七、一〇〇円」に、「五四、六〇〇円」を「五四、二〇〇円」に、「八一、八〇〇円」を「八一、二〇〇円」に、「一〇九、一〇〇円」を「一〇八、三〇〇円」に、「一三六、四〇〇円」を「一三五、四〇〇円」に、「一六三、七〇〇円」を「一六二、六〇〇円」に、「一九一、〇〇〇円」を「一八九、七〇〇円」に、「二一八、三〇〇円」を「二一六、八〇〇円」に、「二四五、五〇〇円」を「二四三、八〇〇円」に、「二七二、八〇〇円」を「二七〇、九〇〇円」に、「三〇〇、〇〇〇円」を「二九七、九〇〇円」に、「三二七、四〇〇円」を「三二五、一〇〇円」に、「三五四、七〇〇円」を「三五二、二〇〇円」に、「三八一、九〇〇円」を「三七九、二〇〇円」に、「四〇九、二〇〇円」を「四〇六、三〇〇円」に、「四三六、五〇〇円」を「四三三、四〇〇円」に、「四六三、七〇〇円」を「四六〇、五〇〇円」に、「四九一、〇〇〇円」を「四八七、六〇〇円」に、「五一八、三〇〇円」を「五一四、七〇〇円」に、「五四五、六〇〇円」を「五四一、八〇〇円」に、「五七二、九〇〇円」を「五六八、九〇〇円」に、「六〇〇、二〇〇円」を「五九六、〇〇〇円」に、「六二七、五〇〇円」を「六二三、一〇〇円」に、「六五四、七〇〇円」を「六五〇、一〇〇円」に、「六八一、九〇〇円」を「六七七、一〇〇円」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第四条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第四条、第九条関係）

昭和三十六年度	八・四一三
昭和三十七年度	七・九二二
昭和三十八年度	七・四五七
昭和三十九年度	七・〇一六
昭和四十年度	六・五九八
昭和四十一年度	六・二〇二
昭和四十二年度	五・八二七
昭和四十三年度	五・四七一
昭和四十四年度	五・一三四
昭和四十五年度	四・八一四
昭和四十六年度	四・五一一
昭和四十七年度	四・二二三